

事業者排出量削減計画書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成26年9月25日														
(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 京都銀行 代表取締役 高崎秀夫 電話 075-361-2277													
主たる業種 金融業	細分類番号 6 2 2 1													
事業者の区分 京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号													
計画期間 平成26年4月から平成29年3月まで														
基本方針 基準年度(平成23~25年度平均)より、平成28年度の温室効果ガス排出量を2%以上削減する。														
計画を推進するための体制 環境問題は経営の重要課題と位置付け、取締役を構成員とした「環境会議」を開催し、積極的・継続的に環境保全活動を推進している。本活動により省エネルギー、省資源、リサイクル活動を実施し、排出量削減を図る。														
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量 基準年度(23~25)年度 第1年度(26)年度 第2年度(27)年度 第3年度(28)年度 増減率													
	<table border="1"> <tr> <td>事業活動に伴う排出の量</td> <td>11,182.6 トン</td> <td>11,049.6 トン</td> <td>10,910.2 トン</td> <td>10,807.4 トン</td> <td>-2.3 パーセント</td> </tr> <tr> <td>評価の対象となる排出の量</td> <td>11,128.9 トン</td> <td>10,249.6 トン</td> <td>10,110.2 トン</td> <td>10,125.7 トン</td> <td>-8.7 パーセント</td> </tr> </table>	事業活動に伴う排出の量	11,182.6 トン	11,049.6 トン	10,910.2 トン	10,807.4 トン	-2.3 パーセント	評価の対象となる排出の量	11,128.9 トン	10,249.6 トン	10,110.2 トン	10,125.7 トン	-8.7 パーセント	
事業活動に伴う排出の量	11,182.6 トン	11,049.6 トン	10,910.2 トン	10,807.4 トン	-2.3 パーセント									
評価の対象となる排出の量	11,128.9 トン	10,249.6 トン	10,110.2 トン	10,125.7 トン	-8.7 パーセント									
目標の根拠 クールビズ、ウォームビズの活動等による節電の推進に力点を置くことで、指標の目標削減率2%を上回る2.3%の削減を目指す。第1計画期間からの超過削減分の繰越量を勘案すると8.7%の削減となる。														
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途 原単位の指標 基準年度(25)年度 第1年度(26)年度 第2年度(27)年度 第3年度(28)年度 増減率													
	<table border="1"> <tr> <td>事業所</td> <td>事業活動に伴う排出の量(延床面積÷100)</td> <td>3.48</td> <td>3.44</td> <td>3.41</td> <td>3.38</td> <td>-2.86 パーセント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業活動に伴う排出の量()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>パーセント</td> </tr> </table>	事業所	事業活動に伴う排出の量(延床面積÷100)	3.48	3.44	3.41	3.38	-2.86 パーセント		事業活動に伴う排出の量()				
事業所	事業活動に伴う排出の量(延床面積÷100)	3.48	3.44	3.41	3.38	-2.86 パーセント								
	事業活動に伴う排出の量()					パーセント								
原単位の指標及び目標の根拠 全行的に節電を推進し、年1%の削減を目指す。														
重点的に実施する取組の実施計画	<table border="1"> <tr> <td>基準年度(25)年度</td> <td>第1年度(26)年度</td> <td>第2年度(27)年度</td> <td>第3年度(28)年度</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>100.0 パーセント</td> <td>100.0 パーセント</td> <td>100.0 パーセント</td> <td>106.0 パーセント</td> <td></td> </tr> </table>	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	106.0 パーセント				
基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考										
100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	106.0 パーセント											
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度 例年のクールビズ、ウォームビズの活動に加え、社会情勢や政府方針に基づく節電活動を積極的に推進													
	(27)年度 例年のクールビズ、ウォームビズの活動に加え、社会情勢や政府方針に基づく節電活動を積極的に推進													
	(28)年度 例年のクールビズ、ウォームビズの活動に加え、社会情勢や政府方針に基づく節電活動を積極的に推進													
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容 自動車通勤は原則不可(店舗の立地条件および通勤事情よりみてやむを得ないと判断した場合、所属長が許可する)													
	上記の措置を採用する理由 従来より実施し、抑制効果がある。													
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分 第1年度(26)年度 第2年度(27)年度 第3年度(28)年度 備考													
	森林の保全及び整備によるもの 府内産の木材の利用によるもの 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの グリーン電力証書等の購入によるもの													
	0.0 トン 0.0 トン 0.0 トン 0.0 トン													
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの 0.0 トン 0.0 トン 0.0 トン													
	合計 0.0 トン 0.0 トン 0.0 トン													
地球温暖化対策に資する社会貢献活動 平成24年度より京都府、京都モデルフォレスト協会、京都産業大学、京都大学と連携し、京都市北区の本山園有林において「京銀ふれあいの森」を整備し、森林保全活動に取り組んでいる。														
特記事項 第1計画期間の超過削減量(2281.7t-CO2)を平成26年度の排出量から800t-CO2、平成27年度の排出量から800t-CO2、平成28年度の排出量から681.7t-CO2分差引いて記載														

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。